

・事業報告総括を須田会長が説明し、各委員長または担当副会長がそれぞれの委員会の事業報告の説明を行い、関係団体への役員派遣・会務報告の説明は栗本総務委員長が行った。

○ 第二号議案 令和3年度決算承認の件及び令和3年度監査報告

・議長は、令和3年度決算承認の件及び令和3年度監査報告について、執行部に説明を求めた。

・決算承認の件については令和3年度の貸借対照表・正味財産増減計算書等を佐久間会計理事が、監査報告は井上監事が説明した。

○ 続いて、質疑応答が行われた。

### 【第一号議案 令和3年度事業報告承認の件】

(質疑)船橋支部:星野正行

一号議案の遊休財産活用特別委員会というのは具体的にどういった目的を話し合っていたのか、先ほどの説明で余剰金の扱いを理事会に提案したというふうにお話を頂いたのですが、どういった内容なのかを具体的に説明頂ければと思います。

(回答)須田会長

遊休財産活用特別委員会と言うのは、当協会に遊休財産があります。今年度で2,700万円になりました。これをそのままにしておきますと、2,700万円が没収されてしまいます。元を正すと会館建設準備金があり1,500万円から全然増えず政策法務課の方から指摘を受け、止めています。今回、もう一度考え方を改めてフロアを買うというのが一案です。第二案は、事業の維持管理に必要な資金に変えることが出来ないか、委員会の方で政策法務課と協議した結果、災害は何時、起きるか分からないのに積み立てることは、公益上それは認められないということで、フロア買い、移転を含め使うという案になりました。4回の委員会活動で、政策法務課と話をし事前に県の方も了承を得ています。これからも継続して行こうということです。

(質疑)船橋支部:星野正行

購入する場合、財産の処分に当たるのかなと思うのですが、その内容については総会の方に提議して、会員の皆さんに知らせて行動を行う、というふうに、考えてよろしいでしょうか。それから、須田会長の方から令和3年度の収支として540万円の赤字があったということが、報告されたのですが、2,700万円の余剰金がありますと言って、540万円の赤字でした。そういうものに補填が出来ないものなのかなという疑問が残っております。フロアを購入する時にはそういった資料を提示して総会で会の皆さんで、決議をしておこなうという考え方でよろしいでしょうか？

(回答)佐久間会計理事

今年は538万円の赤字となりました。今年の収益予定だった県の受託事業が非常に減らされてしまい、かなり大きなマイナスとなっております。ただ、これは遊休財産が余っているからそれを回せるかとか、いわゆる配る、ということに関しては公益社団法人としては出来兼ねます。いろんなことを考えて、提案をしても政策法務課の方はほとんどNGとの回答を頂きまして、結局は予定されているもので、確実に事業が行われるだろうであろうというものに対する積み立てしか認めないと内容でした。それでこの積立期間は現状では10年。あまり長いのは駄目ということを言われており、とりあえず10ということで、今回計画をしております。とにかく今年度中に遊休財産の余剰分を解消をしきらなければ、それを取り上げ等、行われてしましますので、現在もまだ少し、余剰になっている状況で、今年度中に解消を求めていくことが、最終的に今年の目標でございます。今まで、コロナ禍で事業縮小的な感じがあって収益も落ちておりましたけども、通常期では、元々の予算を立てたような状態にはなります。利益を上

げる訳にはいかないですが、公益でトントンか、ちょっとマイナスということを目指にした予算立てということにしておりますので、ご理解ください。

(回答)須田会長

説明は総会というので本日やっていますが、具体的なところは理事会を通して、そういう方向で行こうということになっています。余剰金で穴埋めしようすることは、公益社団法人は出来ないということです。ただ、その計画内で発生した利益等でもって穴埋めをすることは出来ると言っているけれども、持ち越しているものを分配することは出来ない。だから、その辺の決議は理事会決議で行きたいと思っています。

(質疑)船橋支部:高木憲一

お金が取り上げられるという発言がされています。これは誰に取り上げられるでしょうか。予備費というのが必ずあるはずです。我々はこういう予備費を持てないのか。或いは、いくらまでだったら持てるのか。その辺の擦り合わせをされているでしょうか？

(回答)佐久間会計理事

予備費的なものに関しては、前年度の公益事業支出分は持てます。そこまでのラインでそれを超えている分に関しては、遊休財産という扱いで、それを持ってはならないということで扱われております。大体金額としましては、2,000万円ぐらいです。公益財産として使用されている部分であり、それが大体予備費として持てるのです。ただ、現在4,800万円ないし5,000万円あるので、その内の2,700万円前後は余剰金という扱いになっております。ただ今回、1,500万円を今年、積み立てということで、準備資金として動かしておりますので、その分が引かれ、それは準備資金という扱いで、その予備費の中から引かれ、余剰金の中から引かれるという考え方でございます。金額を取り上げられるとか、その辺の内容に関してですが、基本的にはその分が取り上げられるというよりも、公益の認定等に関する内容に関しても、現状の状況では、取り上げられる可能性が高い。ということで、金額だけをどうすればよいというので終わるかどうかというところに関し、現在は正しい回答は得ていません。

(質疑)船橋支部:高木憲一

誰がこの協会から取り上げるのですか。

(回答)佐久間会計理事

県の政策法務課の指導のもとで現在運営をしておりますので内容の指摘等は2年に一度ないし、3年に行われている立ち入り調査での指摘内容でございます。その指摘内容をクリアしないと、いろいろな取り消し等、起こりますというような、文言がついているような指摘を受けております。それなので、金額だけが取り上げられるというような内容ではないと、認識頂いた方が良いのではないかと思います。

(質疑)船橋支部:高木憲一

つまりですね。県は注意を勧告しているのです。通知が必ずあるはずです。だからもう少しうっくりと検討して頂きたい。

(回答)須田会長

通知は頂いています。それと、当公益社団法人の大元は総務省認定です。ただ、出先機関としては県の政策法務課がやっています。当協会が取り消された時に余剰金なり財産というのは、国の方に返金されるということです。

(質疑)君津支部:金子康男

総括のところで、今年度からデジタル化の推進に取り組んでいくというようなことが書かれてですね。そういったところにお金を投資しているところもあるのではないかという気がします。未来に投資って